

2023年マウンテンバイク ユースタレント発掘・育成事業 (MTBアスリートの卵 育成プロジェクト)

一般社団法人 静岡県自転車競技連盟



この事業は競輪の補助を受けています。
<https://jka-cycle.jp>

モットー

「誰もが楽しめる環境を作ることが、
最強の強化方法」

大事にしたいこと

自転車が好き！
自転車に乗れることへの感謝の気持ち
仲間を思いやる気持ち
考える力を育てる

今年のご目標

それぞれが目標を設定しよう！

例えば 伊豆MTBコースを走破する！

チーム名

「S-MTB CLUB」

昨年のタレント生達考えたチーム名です。

保護者の皆様へお願い

- 1 温かく見守って下さい。
- 2 ユース時代は、結果より内容・成長を褒めて下さい。
- 3 他のお子さんと比較しないで下さい。

コーチ

地域コーチ

古郡 今日史コーチ

品川 真寛コーチ

山田 将輝コーチ

サイクリングコーチ

小笠原 崇裕コーチ

月謝

4,500円/月

郵便振替 口座記号番号：00870-1-190594

口座名称：一般社団法人静岡県自転車競技連盟

ゆうちょ銀行 当座 ○八九店 0190594)

*振込は前月末までにお振込みください。

年払い(6月～3月10ヶ月分)または半年払い(5ヵ月×2回)でも可。

特別会員

1. 対象：1年間トレーニングを受け、部活動のため定期的に通えない
中学生
2. 費用：10,000円 / 5回分

自転車レンタルについて

料金：3,000円/月

貸出期間：1年間（3月まで）

注意点：

- 1年間貸出しますが転貸しないで下さい。
- 自転車は大事に取り扱い、汚れた場合は洗車して下さい。
- 自転車の改造・変更等はしないで下さい。（ポジションの変更は可）
- 貸出中の修理、消耗品の交換等費用は、各自の負担となります。
- 定期的にメンテナンス（洗車等）を行い、返却時は最善の状態にして下さい。
- 盗難・紛失した場合は、速やかに事務局松村までと警察に届けてください。

年間スケジュール

トレーニングの日程は変更する場合があります。

2023年 年間スケジュール表

トレーニングの日程は変更になる場合があります。

ver.20230707

2023年 年間スケジュール表

トレーニングの日程は変更になる場合があります。

ver.20230707

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 土	1 月	1 木	1 土 トレーニング	1 火	1 金	1 日	1 水	1 金	1 月	1 木	1 金
2 日	2 火	2 金	2 日	2 水	2 土 トレーニング	2 月	2 木	2 土 トレーニング	2 火	2 金	2 土
3 月	3 水	3 土 オリエンテーション/ トレーニング	3 月	3 木	3 日	3 火	3 金	3 日	3 水	3 土 トレーニング	3 日
4 火	4 木	4 日	4 火	4 金	4 月	4 水	4 土	4 月	4 木	4 日	4 月
5 水	5 金	5 月	5 水	5 土 JOCジュニアオリン ピックカップ	5 火	5 木	5 日	5 火	5 金	5 月	5 火
6 木	6 土	6 火	6 木	6 日	6 水	6 金	6 月	6 水	6 土	6 火	6 水
7 金	7 日	7 水	7 金	7 月	7 木	7 土 トレーニング	7 火	7 木	7 日	7 水	7 木
8 土	8 月	8 木	8 土 全日本XCO	8 火	8 金	8 日	8 水	8 金	8 月	8 木	8 金
9 日	9 火	9 金	9 日	9 水	9 土 トレーニング	9 月	9 木	9 土 トレーニング	9 火	9 金	9 土 トレーニング
10 月	10 水	10 土 トレーニング	10 月	10 木	10 日	10 火	10 金	10 日	10 水	10 土	10 日
11 火	11 木	11 日	11 火	11 金	11 月	11 水	11 土 トレーニング	11 月	11 木	11 日	11 月
12 水	12 金	12 月	12 水	12 土 トレーニング	12 火	12 木	12 日	12 火	12 金	12 月	12 火
13 木	13 土	13 火	13 木	13 日	13 水	13 金	13 月	13 水	13 土 トレーニング	13 火	13 水
14 金	14 日	14 水	14 金	14 月	14 木	14 土 トレーニング	14 火	14 木	14 日	14 水	14 木
15 土	15 月	15 木	15 土 トレーニング	15 火	15 金	15 日	15 水	15 金	15 月	15 木	15 金
16 日	16 火	16 金	16 日	16 水	16 土 トレーニング	16 月	16 木	16 土 トレーニング	16 火	16 金	16 土 トレーニング
17 月	17 水	17 土	17 月	17 木 合宿	17 日	17 火	17 金	17 日	17 水	17 土 トレーニング	17 日
18 火	18 木	18 日	18 火	18 金 富士見パノラマ	18 月	18 水	18 土 トレーニング	18 月	18 木	18 日	18 月
19 水	19 金	19 月	19 水	19 土	19 火	19 木	19 日	19 火	19 金	19 月	19 火
20 木	20 土 トライアウト(多目的 ホール)	20 火	20 木	20 日	20 水	20 金	20 月	20 水	20 土 トレーニング	20 火	20 水
21 金	21 日	21 水	21 金	21 月	21 木	21 土 ジャパンマウンテンバ イクアップ(伊豆MTBコース)	21 火	21 木	21 日	21 水	21 木
22 土	22 月	22 木	22 土 トレーニング	22 火	22 金	22 日	22 水	22 金	22 月	22 木	22 金
23 日	23 水	23 金	23 日	23 水	23 土	23 月	23 木	23 土	23 火	23 金	23 土 トレーニング
24 月	24 水	24 土 トレーニング	24 月	24 木	24 日	24 火	24 金	24 日	24 水	24 土 トレーニング	24 日
25 火	25 木	25 日	25 火	25 金	25 月	25 水	25 土 トレーニング	25 月	25 木	25 日	25 月
26 水	26 金	26 月	26 水	26 土	26 火	26 木	26 日	26 火	26 金	26 月	26 火
27 木	27 土	27 火	27 木	27 日	27 水	27 金	27 月	27 水	27 土 トレーニング	27 火	27 水
28 金	28 日	28 水	28 金	28 月	28 木	28 土 トレーニング	28 火	28 木	28 日	28 水	28 木
29 土	29 月	29 木	29 土	29 火	29 金	29 日	29 水	29 金	29 月	29 木	29 金
30 日	30 火	30 金	30 日	30 水	30 土	30 月	30 木	30 土	30 火	30 日	30 土
	31 水		31 月	31 木		31 火		31 日	31 水		31 日

競技者登録について

(公財) 日本自転車競技連盟競技者登録

ライセンス (登録証)

登録者の定義：ライセンスは、その所持者が定款及び諸規則を尊重することの確約と、自転車競技への参加を承認することの証明書である。(第2章第5条1)

ライセンスの有効期間：登録年の1月1日からまたは登録の日より12月31日まで。

競技者登録には保険が付帯します。(主に日本国内外で有効な第三者に対する賠償責任保険)

登録方法：① WEB登録 <https://jcf.or.jp/official/registration/>

② 登録申請書

登録料：ユース (U13) 12歳以下 (2011年以降生まれ) 2,500円

ユース (U15) 13-14歳 (2009-2010年生まれ) 3,500円

JCF 自転車事故補償制度の概要

MS&GAG 三井住友海上

JCF 自転車事故補償制度の概要

団体総合生活補償保険(標準型)「自転車搭乗中等のみ補償特約」個人賠償責任危険補償特約付き

以下の2つの補償をセットした制度です。競技者登録者は自動加入となります。

賠償の補償(個人賠償責任)

日本国内外において、自転車競技の練習中や、家族全員の日常生活上に生じた事故などにより、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いいたします。

○補償限度額 : 1億円(1事故あたり)
○免責(自己負担額) : なし
※家族全員とは
①競技登録者本人 ②本人の配偶者
③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
④本人または配偶者と生計を共にする別居の未成年の子

ご自身のケガの補償(死亡・後遺障害)

日本国内外において、自転車に搭乗中、又は運行中の自転車との衝突、接触の事故によってケガをして、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いいたします。(競技者登録者本人のみ対象となります)

※自転車競技中のケガ、競技を行う運動場内は一般通行を制限し占有した状態での練習中のケガは補償の対象外です。

○補償限度額 : 12.4万円

例えば、このような事象の場合に保険金をお支払いいたします

<賠償のリスク>

水泳と並ぶサービスマン
※国内で発生した事故のみ

～自転車事故～

自転車で通行中・練習中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

自転車 対 歩行者
自転車 対 自転車

～自転車以外の日常生活上の事故

- 買い物中に商品を壊してしまった
- 踏み込みが他人にケガをさせてしまった
- 子供が友人宅でテレビを壊してしまった
- 風呂の水を溢れさせ階下の家が水濡れた

<ケガのリスク>

～自転車事故による死亡

自転車で転倒して死亡した。

～自転車事故による後遺障害～

自転車で転倒して後遺障害が生じた。

※補償の対象となるケガは、JCF2019-1-1720010100-FR-MS&F-01の標準型は自転車競技の練習中・大会参加中の後遺障害は補償の対象外です。
※自転車乗車中や練習中の後遺障害や自転車乗車中の後遺障害は補償の対象外となります。

<事故発生時の連絡先について> 事故が発生した場合、速やかに下記取扱い代理店へご連絡ください。
(ご連絡いただく事項)
・事故日時 ・事故場所 ・事故状況 ・賠償請求の額、被害者の氏名・住所・連絡先
(取扱代理店) MS&GAGセンター株式会社 〒101-0052 東京都千代田区神田区本町2-2-30
TEL 03-3250-7902 FAX 03-3250-7917
Eメール maga.hj-kenchi@msc3s.com
(保険提供会社) 三井住友海上火災保険株式会社
緊急時ご連絡先 0120-258-189 (24時間365日事故受付)
ご連絡時に保険契約書および契約者本人の自転車競技登録簿をお申し出ください。

団体総合生活補償保険(標準型)「自転車搭乗中等のみ補償特約」個人賠償責任危険補償特約付きの補償内容について

<保険金をお支払する場合、保険金をお支払しない主な場合>

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払する主な場合	保険金をお支払できない主な場合
	国内	国外		
傷害死亡保険金	○	○	保険期間中の自転車事故によるケガ(※1)のため、事故の発生の日からその日を起して180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の金額を傷害死亡保険金受取人にお支払いします。(※2)	○保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失によるケガ ○自殺行為、犯罪行為または競争行為によるケガ ○原因がいかなる場合でも、損害金額が1万円を超えるもの ○遺族を養っている場合に、それを養うに足りる医学的根拠を有しないもの
傷害後遺障害保険金	○	○	保険期間中の自転車事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を起して180日以内に後遺障害(※4)が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。	○自転車を用いて競技等(※5)を行っている間のケガ など
第三者個人賠償責任保険金	○	○	保険期間中の次の偶発的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、損害賠償金及び費用(訴訟費用等)をお支払いします。(※6) (※6) ①本人の居住の用に供される住宅の所有者、使用または管理に起因する偶発的な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶発的な事故	○保険契約者または被保険者の故意による損害 ○被保険者の業務運行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ○本人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ○被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ○第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 など

※1 本制度には「自転車搭乗中等のみ補償特約」が付帯されているため、次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いいたします。
①自転車に搭乗している被保険者が、意図かつ偶発的な原因によって起こったケガ
②自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突、接触によって起こったケガ
※2 「ケガ」とは意図かつ偶発的な原因によって生じたケガをいいます。
※3 すでに支払した賠償請求額がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からすでに支払した金額を差し引いた金額となります。
※4 「後遺障害」とは、治療の結果が医学上治癒できない状態であって、被保険者の身体に残された自覚の程度において、その障害でできない労働の過半数に達したもののまたは身体の一部分の欠損をいいます。ただし被保険者が自覚を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的根拠を有しないものを指します。
※5 「競技等」とは以下の事をいいます。
①自転車競技
②自転車競技を行うことを目的とする場所において、競技に準ずる方法・様式により自転車を使用している競技
③その他に定める競技等を行う。一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技している競技または競技に準ずる方法・様式により自転車を使用している競技
※6 損害賠償請求権に対して負担する法律上の賠償責任の額(※7)による損害賠償金を含みます。および訴訟費用等をお支払いいたします。法律上の損害賠償責任の額の決定は、1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。損害賠償金等の決定については、あらかじめ三井住友海上の承認を必要とします。
日本国内において発生した事故については、被保険者のお申し出により、国際交渉をお引き受けいたします。被保険者の国籍は、本人、配偶者(専業主婦の場合)の国籍・内縁関係にある方をいいます。国際的裁判および紛争の解決は、「これまでに協議がない」とお考えください。

頁上

一般社団法人 静岡県自転車競技連盟

住所 〒421-3301 静岡県富士市北松野620番地の2

電話 0545-85-3128

E-mail scf@tx.thn.ne.jp

担当 松村 友子 (090-3483-9212)